

株式会社総合センター行動計画

社員が仕事と家庭を両立でき、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- 目標 1 産前産後休業における原職復帰に向けて、産休者にヒアリングを実施し、職場復帰に向けた業務内容の見直しなど復帰者への配慮を行う。
- 目標 2 育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など、諸制度を周知する。
- 目標 3 出産や子育てによる退職者について、再雇用制度を実施する。

その他の次世代育成支援対策

- 目標 4 若年者に対するインターシップ等の就業体験機会を提供する。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- 目標 5 所定外労働の削減のための措置の実施
(時間外労働を最小限に留めるように業務改善や業務マニュアルを作成する。)

3. 取組内容・取組実施時期：

取組実施時期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- ・産休前の面談を実施し、本人の希望や不安を把握する。
- ・再雇用の際は、退職時の職務内容・能力を考慮したポジションを案内し、円滑な復職を支援する。
- ・地元高校・専門学校・大学、年 1 回のインターンシップを受け入れる。
- ・時間外勤務時間が、一定の基準を超えた方、または部署平均を著しく上回る方に対して、中間管理職及び所属長にフィードバックし、改善意識を促す。